

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

2上伊地環第235号
2上伊地環第36-2号
令和3年(2021年)4月9日

株式会社信州ウェイト
代表取締役 小林 源吾 様

長野県上伊那地域振興局長

令和3年2月19日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(一般廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可並びに産業廃棄物処分業の変更許可)

氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社信州ウェイト 代表取締役 小林 源吾 長野県伊那市西春近 5806 番地	
申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設の設置許可	
①廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地84	
②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設(圧縮梱包施設)	
③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず	
④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 84.4t/日(10.55t/h:8時間稼働) 紙くず 117.04t/日(14.63t/h:8時間稼働)	
申請の区分 (II)	一般廃棄物処理施設の変更許可	
①廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地84	
②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設(圧縮梱包施設)	
③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類	
④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 6.0t/日(0.75t/h:8時間稼働)	
⑤変更の概要	新	旧
	廃プラスチック類圧縮梱包施設の位置の変更	
申請の区分 (III)	産業廃棄物処分業の変更許可	
①廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地84	
②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(圧縮梱包)	
③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず	
④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 84.4t/日(10.55t/h:8時間稼働) 紙くず 117.04t/日(14.63t/h:8時間稼働)	

	新	旧
⑤変更の概要	<p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p> <p>○圧縮梱包する産業廃棄物 廃プラスチック類、<u>紙くず</u></p> <p>○溶融固化する産業廃棄物 廃プラスチック類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)</p>	<p>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p> <p>○圧縮梱包する産業廃棄物 廃プラスチック類</p> <p>○溶融固化する産業廃棄物 廃プラスチック類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)</p>
⑥周辺地域の範囲及びその根拠	<p>(範囲) 上伊那郡箕輪町木下区 春日通常会、南原常会、原町中央常会、原町北部常会</p> <p>(根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1 (5)</p>	
⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	<p>(範囲) 箕輪町長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>(根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>	
⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p>(日時) 第1回 令和3年4月23日(金) 19時から 第2回 令和3年4月26日(月) 19時から 第3回 令和3年4月27日(火) 19時から 第4回 令和3年4月28日(水) 19時から</p> <p>(場所) 第1回から第3回 原町研修センター (箕輪町中箕輪木下13835-6) 第4回 北部集会所 (箕輪町中箕輪木下14145-6)</p>	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。